

福岡県公報

令和元年7月9日
第 19 号

目次

告 示 (第140号 - 第145号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	4

雑 報

○令和元年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) ……………	4
正 誤	
○救急病院の認定 (令和元年福岡県告示第118号) 中正誤 ……………	6

告 示

福岡県告示第140号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市甘水字上官谷900の1（次の図に示す部分に限る。）、字打平1022、1038（次の図に示す部分に限る。）
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第141号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡筑前町三並字ナカラ谷15の2、15の4、15の7から15の9まで、23、24
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ナカラ谷15の2・15の4・15の7・15の8・23・24（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第142号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字宮園1772、1794の3、1795、1796、1800、1802の2、1858の1、1859の1、1877の1、1878の3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮園1795・1796・1800・1859の1・1877の1・1878の3（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第143号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字中山16の8・16の10（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県道	武 島 白 口 線	前	久留米市安武町武島2487番1先から 久留米市安武町武島2484番1先まで	3.0 ～ 4.1	100.0
			後	久留米市安武町武島2487番1先から 久留米市安武町武島2484番1先まで	4.0 ～ 5.0	

福岡県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	八 女 瀬 高 線	前	筑後市大字志139番1先から 筑後市大字津島190番1先まで	12.5 ～ 35.0	495.0
			後	筑後市大字志139番1先から 筑後市大字津島190番1先まで	12.5 ～ 31.7	

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市杉塚一丁目1番1及び1番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市塔原西二丁目8番8号
萩尾 正

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字上須恵字南免里998番55から998番80
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 弘実

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめモール筑後
 - (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月9日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス穂波店
- (2) 所在地 飯塚市太郎丸933

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された令和元年度行政書士試験を次のように実施する。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

1 試験期日

令和元年11月10日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東三丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

- (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口配布

ア 配布期間

令和元年7月29日（月）から8月30日（金）まで

イ 配布場所

	配布時間	休館日
○県庁（福岡市博多区東公園7-7） 1階 県民情報センター 9階 企画・地域振興部市町村支援課 ○小倉総合庁舎（北九州市小倉北区城内7-8） 2階 北九州県民情報コーナー ○飯塚総合庁舎（飯塚市新立岩8-1） 1階 筑豊県民情報コーナー ○行橋総合庁舎（行橋市中央1-2-1） 1階 京築県民情報コーナー ○久留米総合庁舎（久留米市合川町1642-1） 1階 筑後県民情報コーナー	午前8時30分から 午後5時15分まで	土曜日、日曜日及 び祝日
○福岡県行政書士会館 （福岡市博多区東公園2-31）	午前9時から午後 5時まで	土曜日、日曜日及 び祝日並びに8月 13日（火）から8 月15日（木）まで

(2) 郵送配布

ア 配布期間

令和元年7月29日（月）から8月23日（金）まで

なお、配布の請求は、令和元年7月8日（月）から8月23日（金）まで受け付ける。

イ 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形2号＝A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和元年7月29日（月）から8月30日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。8月30日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

① 令和元年7月29日（月）午前9時から8月27日（火）午後5時まで

② インターネットによる受験申込みは、8月27日（火）午後5時で終了する。

午後5時までに入力を完了しないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

③ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能。

入力方法等手続の詳細については、センターホームページにアクセスし、確認すること。【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】

④ 受付最終日（8月27日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

7,000円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど）を希望する者については、申請の手続が必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

令和2年1月29日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（開始時間は、合格発表日の午前中

)する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、センター（電話 03-3263-7700）に対して行うこと。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
1・6・28	16	告 示	118	5	○			表 中	令和 [○] 4年	令和 [●] 3年